

令和 5 年 9 月

富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和 5 年 9 月 1 1 日(月) 午前 9 時 3 0 分から 10 時 5 分まで

2 開催場所 富士市役所庁舎 8 階 政策会議室

3 出席委員

農業委員会会長	1 7 番	渡邊	萬里
農業委員会会長職務代理者	1 番	望月	稔
委員	2 番	望月	英俊
	3 番	田村	英俊
	4 番	高井	修一
	5 番	谷津倉	寛
	6 番	笹古	時男
	7 番	渡邊	武敏
	8 番	近藤	敏男
	9 番	鈴木	一孝
	1 0 番	新舟	進
	1 1 番	長尾	忠
	1 2 番	佐野	隆洋
	1 3 番	佐藤	正職
	1 4 番	渡邊	哲史
	1 5 番	太田	篤子
	1 6 番	安藤	公男
	1 8 番	後藤	環

4 欠席委員

1 9 番 藤田 哲哉

5 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	原	清浩
統括主幹	深澤	公保
主幹	野村	昌寛
主査	武内	清高
主査	市川	由美恵

会 長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め 7 番 渡邊武敏 君、8 番 近藤敏男 君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、次第 4 の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」についてですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の 3 ページ、議第 3 0 号農地法第 3 条の規定による許可決定についての審査から、報第 4 6 号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計 6 件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

(議案朗読)

会 長

最初に、議案 5 ページの議第 3 0 号 農地法第 3 条の規定による許可決定について、審議をお願いします。

富士川地区36番について事務局から説明願います。

事務局（担当）

（議案朗読）

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当）

譲渡人は、申請地を相続したが、会社勤めのため農業経営の拡大を考える譲受人に申請地を譲渡したいということです。

譲受人は、現在、柑橘類を栽培しており、申請地でもミカンの栽培をしていきたいということです。

申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。

会 長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局（担当）

本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長

富士川地区36番についてご質問ございませんか。

（質疑なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。

富士川地区36番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

次に、吉永地区37番について事務局から説明願います。

事務局（担当）

（議案朗読）

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当）

譲渡人が体調不良で耕作管理ができないため耕作放棄していた農地を、野菜、果樹及び苗木の栽培を考える譲受人に、申請地を譲渡したいということです。

譲受人の本業は造園業ですが、譲渡人の都合により管理されなかった農地を、計画をたてて再生していきたいということです。

申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。

会 長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局（担当）

本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長

吉永地区37番についてご質問ございませんか。

（質疑なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区37番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案6ページの議第31号農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。

富士地区29番について事務局から説明願います。

事務局（担当） （議案朗読）

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当） 富士市の発注する公共工事の施工にともなう、現場事務所、資材置場及び工事車両の駐車場として6カ月間一時転用したいという申請です。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局（担当） 本案件の申請地は、農振地域内の農用地です。
通常であれば農用地の転用は、原則認められませんが、3年以内で農地への復旧をおこなう一時転用につきましては、例外として認められますので、本案件については、許可要件を満たしていると考えます。

会 長 富士地区29番についてご質問ございませんか。

（質疑なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
富士地区29番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
次に、大淵地区30番について、事務局から説明願います。

事務局（担当） （議案朗読）

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当） 申請地は、新富士インターチェンジに近いことから、物流センターを建設したいという申請です。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局（担当） 本案件は、宅地の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。
また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長 大淵地区30番についてご質問ございませんか。

（質疑なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区30番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
次に、大淵地区31番について事務局から説明願います。

事務局（担当） （議案朗読）

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当） これまで店舗の駐車場として使用してきた農地の返還にともない、新たに申請地を取得して駐車場として造成したうえで、店舗により近い大淵まちづくりセンターの第二駐車場と交換したいということです。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局（担当） 本案件は、宅地の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長 大淵地区31番についてご質問ございませんか。

（質疑なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区31番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。
次に、議案8ページの議第32号 非農地証明申請書の審議について審議をお願いします。
鷹岡地区14番について事務局から説明願います。

事務局（担当） （議案朗読）

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当） 昭和の頃は農地として利用されていたこともあったようだが、周囲の山林からの浸食も甚だしく、農地として復元が困難な山林となってしまったという趣旨の申請です。

会 長 鷹岡地区14番についてご質問ございませんか。

（質疑なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
鷹岡地区14番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
次に、大淵地区15番について事務局から説明願います。

事務局（担当） （議案朗読）

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当） 大正15年頃から、住宅への出入りに不可欠な進入路として利用してきたという趣旨の申請です。

会 長 大淵地区15番についてご質問ございませんか。

（質疑なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区15番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
次に、大淵地区16番について事務局から説明願います。

事務局（担当） （議案朗読）

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当） 昭和47年以前から山林であったと聞いており、相続したが山林のまま放置し、これまで手続をしないままであったという趣旨の申請です。

会 長 大淵地区16番についてご質問ございませんか。

（質疑なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区16番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で非農地証明申請書の審議についてを終わります。
次に、議案9ページの議第33号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。
事務局から説明願います。

事務局（担当） （『富士市農用地利用集積計画明細』を説明）

会 長 ご質問ございませんか。

（質疑なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で、農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。
次に議案10ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局（担当） （議案朗読）

会 長 次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局（担当） （議案朗読）

会 長 以上で、議事（1）農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。
以上で議事はすべて終了しました。

令和 年 月 日

農業委員会会長

同 委 員

同 委 員

